

## 議案第 8 号

我孫子市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する  
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 6 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

### 提案理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数に係る基準の緩和を可能とするため提案するものです。

我孫子市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

我孫子市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 <u>(我孫子市介護保険市民会議(我孫子市介護保険条例(平成12年条例第14号)第23条に規定する我孫子市介護保険市民会議をいう。以下同じ。))が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。))によることができる。次項において同じ。)</u> は、原則として</p>	<p>(人員に関する基準)</p> <p>第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p>

次のとおりとする。

(1)から(3)まで 略

## 2 前項の規定にかかわらず、我孫子

市介護保険市民会議が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

## 3 第1項の規定にかかわらず、地理

的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると我孫子市介護保険市民会議において認められた場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号

(1)から(3)まで 略

## 2 前項の規定にかかわらず、地理的

条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると我孫子市介護保険市民会議（我孫子市介護保険条例（平成12年条例第14号）第23条に規定する我孫子市介護保険市民会議をいう。以下同じ。）において認められた場合には、

被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	<b>第1項各号</b> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<b>第1項各号</b> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <b>第1項第1号</b> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数
おおむね1,000人未満	<b>前項各号</b> に掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね1,000人以上2,000人未満	<b>前項各号</b> に掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の <b>前項第1号</b> に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。